

亀山市告示第43号

亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱の一部を改正する告示

亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱（平成26年亀山市告示第137号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[（1）及び（2） 略]</p> <p>（3）公共の場所 市が管理する道路、公園、駅前広場、<u>駐輪場</u>その他公共の用に供する場所をいう。</p> <p>（4）放置自転車等 <u>おおむね7日間以上</u>正当な権原に基づくことなく、公共の場所に置かれている自転車等をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[（1）及び（2） 略]</p> <p>（3）公共の場所 市が管理する道路、公園、駅前広場その他公共の用に供する場所をいう。</p> <p>（4）放置自転車等 <u>相当の期間にわたり</u>正当な権原に基づくことなく、公共の場所に置かれている自転車等をいう。</p>

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、駐輪場の整備、自転車等の適正な駐輪方法の指導、放置自転車等の防止に関する啓発及び広報活動に努めるものとし、関係行政機関（警察署その他の行政機関をいう。）、市民等と協力して、利用者等に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。

[2 略]

(調査等)

第4条 [略]

2 前項の規定により調査標札を取り付けた日から起算して7日を経過してもなお当該調査標札が取り付けられたままの自転車等を放置自転車等とみなす。

(放置自転車等に対する措置)

第5条 [略]

2 市長は、前項の規定により注意標札を取り付けた日から起算して7日を経過してもなお当該注意標札が取り付けられたままの放置自転車等に対して通告標札（様式第3号）を取り付けるものとする。

3 市長は、前項の規定により通告標札を取り付けた日から起算して7日を経過してもなお当該通告標札が取り付けられたままの放置自転車等については、

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、放置自転車等の防止に関する啓発及び広報活動に努めるものとし、関係行政機関（警察署その他の行政機関をいう。）、市民等と協力して、利用者等に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。

[2 略]

(調査等)

第4条 [略]

2 前項の規定により調査標札を取り付けた日から起算して14日を経過してもなお当該調査標札が取り付けられたままの自転車等を放置自転車等とみなす。

(放置自転車等に対する措置)

第5条 [略]

2 市長は、前項の規定により注意標札を取り付けた日から起算して14日を経過してもなお当該注意標札が取り付けられたままの放置自転車等に対して通告標札（様式第3号）を取り付けるものとする。

3 市長は、前項の規定により通告標札を取り付けた日から起算して14日を経過してもなお当該通告標札が取り付けられたままの放置自転車等について

これを所定の場所に移動し、保管するものとする。 [4 略]	は、これを所定の場所に移動し、保管するものとする。 [4 略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

様式第1号中「駐輪場及び」を削り、「相当な期間が経過しても」を「本日から7日間以上」に改める。

様式第2号中「この駐輪場は、多くの方に利用していただくものです。」を「ここは、多くの方が利用する場所です。」に、「14日」を「7日」に改める。

様式第4号中

通告票札を取り付けた日	年 月 日	告 示 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
-------------	-------	---------	--------------------

を

通告票札を取り付けた日	年 月 日	告 示 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	に改める。
保管期間	年 月 日から 年 月 日まで			
備 考				

様式第6号を次のように改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。